

五派ト爲リ、之ヲ五攝家ト稱シ、互ニ外戚タリト雖モ、其勢益微ナリ、足利幕府ノ時、攝家ノ輩、將軍ノ偏諱ヲ受クルニ至リテハ、益言フニ足ラズ、

〔伊呂波字類抄久〕外戚 シャク

〔空穂物語 初秋〕なかたゞ、ないしやくにも外しやくにも、女といふものなどもしく侍る。○中も  
しはゝかたの外亥やくこそ、かのとしがけの朝臣のきむはつかうまつらめ、  
〔承久軍物語 六〕十月十日、承久とさのくに、せんから御門あるべきにさだめられけり。○中  
しやくのつちみかせの大納言さだみち卿参りて、なく御車をよす、

〔下學集 下 態藝〕外戚 シャク

〔愚管抄 三〕九條の右丞相、略○中 我子孫を帝の外戚とはなさんと誓ひて、觀音の化身の、叡山の慈惠  
大師と師檀のちぎりふかくして、横河のみねに楞嚴三昧院といふ寺を立、

〔増鏡煙の末々〕院の宮たちの御中には、御このかみにてものし給へど、御げさくのよわきはいま  
もむかしもかるこそ、いとほしきわざなりけれ、

〔運歩色葉集 久〕外戚

〔下學集 下 態藝〕外戚 シャク

〔令義解 六儀制〕親戚、戚者、内親也、

〔安齋隨筆後編 一〕内戚外戚 父方の親類を内戚と云、母方の親類を外戚と云、親族に内外を稱  
する皆是なり、

〔續日本紀 八正〕養老五年正月壬子、授從三位縣犬養橘宿禰三千代○藤原不正三位  
○按ズルニ、天皇ノ外戚ニシテ官祿ヲ授ケラレタルモノ、其例甚多ク、悉ク載スルニ勝ヘズ、故

ニ今史ニ明文アルカ、若クハ其特ニ著明ナルモノ、ミヲ取レリ、